

長崎県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 長崎県(以下「県」という。)は、「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(令和7年12月22日付け老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。)に基づき、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費等に対する支援を行うため、介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年法律第179号。)、国実施要綱、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の9)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる介護施設等は別表の種別の欄のとおりとし、介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食材料費等を支出した介護施設等とする。

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象経費は、令和8年2月6日から令和8年7月31日までの間に購入した食材料費等とする。

(補助金の額)

第4条 補助額は、介護施設等ごとに、別表の基準額の欄に定める額に定員(令和7年4月1日時点)の数を乗じて算出した額と、実際に介護施設等が食材料の購入等に要した額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 1施設等当たり1回まで補助を受けることができるものとする。

3 介護報酬及び他の国庫補助金等を受けているものは本事業の対象としないものとする。

(補助金の要件)

第5条 補助金の申請時点で指定等を受けている長崎県内に所在する介護施設等であって、休止中の介護施設等でないものとする。

(補助金の申請及び実績)

第6条 事業者は、次の各号に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出するものとする。なお、複数の介護施設等を有する事業者については、長崎県内に所在する介護施設等について一括して申請を行うものとする。

申請に係る経費の根拠資料(見積書、領収書等)は提出不要であるが、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう事業者において適切に保管すること。

- (1) 長崎県介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書兼実績報告書(様式第1-1号)
- (2) 事業所・施設別申請兼実績額一覧(様式第1-2号)
- (3) 長崎県介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書兼実績報告書(事業所単位)(様式第1-3号)
- (4) 誓約書(様式第1-4号)
- (5) その他、知事が必要とする書類

(補助金の交付手続きの併合)

第7条 規則第21条の規定により、規則第4条の交付申請と規則第13条の実績報告の提出を併合する。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は交付決定を行い、交付決定通知書により補助事業者に通知する。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。但し、補助額が基準額の 100 分の 110 を超える場合は、報告を不要とする。

補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（変更の届出）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容に変更があった場合は、変更に係る届出書（様式第2-1号）により知事に届出を行うものとする。

（補助金の額の変更）

第 11 条 交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、長崎県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金変更承認申請書（様式第2-2号）により知事に申請してその承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第 12 条 補助事業者は、第 8 条の交付決定に基づき概算払請求書（様式第4号）により請求を行うものとする。なお補助金の支払いについては、原則として、補助事業者ごとに一つの口座に対して行うものとする。なお、添付書類は不要とする。

（補助金の額の確定）

第 13 条 規則第 14 条に規定する補助金の額の確定通知は、交付額確定通知書により行うものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 知事は、補助金の交付を受けた後に交付の要件に該当しないことが明らかとなった補助事業者、または虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた補助事業者に対して、既に交付された補助金の一部又は全部について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（検査及び報告等）

第 15 条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他の必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告

等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第 16 条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条及び第 4 条関係)

種別	基準額
介護老人福祉施設	18,000 円/定員
介護老人保健施設	
介護医療院	
地域密着型介護老人福祉施設	
短期入所生活介護(空床利用型を除く)	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	